

令和3年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和3年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 評価の対象

評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。

3 評価の方法

(1) 評価の視点

令和3年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（以下「一次評価実施方針」という。）の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。

(2) 評価方法の決定

一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価一覧表及び「8 報告事項」の事業費10億円以上増額地区一覧表を基に、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の助言を得て、次の区分により評価対象地区の評価方法を決定する。

ア 個別評価

原則として一次評価実施方針3(5)に該当する地区を対象とし、一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書により評価

イ 一覧表評価

原則として上記ア以外に該当する地区を対象とし、公共事業再評価総括表により評価

(3) 実施方法

ア 個別評価地区

公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書を基に、上記(1)の評価の視点により、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。

イ 一覧表評価地区

公共事業再評価総括表を基に、一次政策評価結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームによる点検・検証を行う。

ウ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。

4 意見反映

知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するものとする。

5 二次政策評価結果の決定

知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。

6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

7 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。